

自転車および原動機付自転車

第1条（総則）

アマノマネジメントサービス株式会社（以下、「管理者」という。）が管理する自転車等駐車場（以下、「本駐輪場」という。）を利用するにあたり自転車等駐車場利用約款【時間貸利用】（以下「本約款」という。）に記載の事項を承諾のうえ利用するものとする。

第2条（駐車場利用の目的）

本駐輪場は、決められた時間内に別途定められた料金（有償・無償を問わず）を支払うこと又は本約款に定めた事項を遵守することにより駐輪区画（スペース）を提供することを目的とし、車両をお預かりするものではないものとする。

第3条（利用時間及び受付時間）

本駐輪場は、別途利用案内看板に記載する時間帯に限り利用時間とする。その場合、利用時間は最長7日間とする。

第4条（駐輪することができる車両）

（1）駐輪することができる車両は、下記の基準に該当する車両に限るものとし、これ以外の車両を駐輪することはできない。

①自転車の場合

車両全長	車両全幅	最高車両高	車両総重量
1900mm 以下	600mm 以下	1100mm 以下 (ロック式の場合)	8kg以上 25kg以下 (ロック式の場合)
タイヤ幅	車輪の径		
60mm 以下 (ロック式の場合)	16インチ以上 28インチ以下 (外形φ391mm以上～716mm以下)		

②原動機付き自転車（排気量50cc以下の場合）

車両全長	車両全幅	タイヤ幅
1900mm 以下	700mm 以下	90mm 以下 (ロック式の場合)

（2）前項（1）の基準に該当する場合でも、下記の車両は駐輪することができない。

①車両共通

（ア）ラック式やロック式駐輪場において駐輪できない形状の車両等、車両入出庫認識装置が作動しないおそれのある形状の車両

（イ）付属装着物等があり、接触により本駐輪場施設若しくは機器又は他の車両の損傷を発生させるおそれのある車両

（ウ）危険物、有害汚染物質、その他安全若しくは衛生を害するおそれのあるもの、又は悪臭発生、液汁漏出の原因となるものを積載した車両

（エ）防犯登録標識が掲示されていない車両

（オ）タイヤやリムなどの変形・破損、出庫できない可能性のある車輪の車両又は車輪の破損や出庫が出来なくなるおそれのある形状の車両等に以下の車両を含む。

a) 幅狭タイヤ

b) 幅広タイヤ（駐輪ラックの溝部幅60mm以上の幅広タイヤの場合）

c) 小径タイヤ（電動アシスト自転車における電動アシスト部が駐輪ラックに干渉するおそれ）

d) カーボンホイール装着等の特殊車輪

e) 長いハンドル（本条（1）①に規定された車両全幅を超えるもの）

f) ハンドルロップ

g) 前カゴ寸法が幅350mm奥行250mm高さ300mmを超えるもの

h) 後カゴ寸法が幅350mm奥行400mm高さ250mmを超えるもの

i) 補助輪付き自転車、立ち乗り用ステップ付き自転車

j) 子供用および子供用補助輪付き自転車

k) キックスタンドが無いなど、自立して駐車できない車両

②自動二輪車・原動機付き自転車の場合

（ア）無登録車両、車検切れ車両等、一般道路を走行することが禁じられている車両

（イ）自動車登録事項の変があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両

（ウ）自動車登録番号に覆いがされ、又は取り外されている車両等、登録番号自動認識装置による読み取りが困難な車両

（エ）仮登録中の車両等、車体の特定が困難な車両

（オ）原動機付き自転車は、駐車が可能な排気量であっても、水色のナンバープレートの車種はミニカーになり、利用はできない。

（3）前各号の規定の適用に際しては、車両の付属装着物及び積載物等を含めて判断するものとする。

第5条（駐輪料金）

（1）本駐輪場の利用者（以下、「利用者」という。）は、本駐輪場に掲出した料金額（定期利用車の場合、定期利用料金）及び料金体系により、駐輪時間に応じた駐輪料金をお支払いいただくものとする。

（2）駐輪料金は、本駐輪場内に備え付けの精算機、料金支払い機等にて支払うものとする。

（3）ロック装置式やゲート式といった状況にかかわらず、精算手順に従って精算行為を行うものとする。

（4）駐輪券（駐車券）を紛失・破損した場合は、所定の紛失料金を支払い出庫とする。（紛失料金は、本駐輪場に設置の利用案内看板に規定された支払い方法によって規定の料金を支払うものとする。）

（5）電子マネー利用対応精算機では、現金との併用ができない。

第6条（駐輪方法）

1. 本駐輪場の利用者は、本駐輪場内に掲出された利用案内看板に従い、示された駐輪区画（スペース）に駐輪し、必ず施錠すること。

2. 利用者は、本駐輪場の利用に関しては、次の事項を守らなければならない。

①駐輪の際は、所定の駐輪区画内（スペース）へ駐車すること。駐輪区画（スペース）外への駐車や第9条に定めたとおりと管理者が認定した場合、不正とみなす。

②駐輪の際は、必ず施錠すること。また積載物や付属装着物の盗難等を防止するように自己の責任をもって対応すること。

③貴重品等を置いたままにしないこと。

④乳幼児を残したまま車両から離れないこと。

⑤動物を残したまま車両から離れないこと。

⑥利用者が利用者の車両をチェーンやその他の道具を使用して本駐輪場の機器・装置、設備に固定をすることを管理上および利用者の障害となるため禁止する。管理者は、管理上の障害が有る場合、チェーン等を切断する場合がある。施錠等の保全は利用者の自転車において完結させること。

⑦エンジンにより駆動する車両の場合、エンジンを停止させること。但し、管理者が別途承諾した場合は、この限りではない。

⑧機器の故障等による入出庫が不可能な場合、無理に駐輪をしないこと。またこれに伴う封鎖等の措置の際も同様のこと。

⑨本駐輪場内は喫煙及び火気の使用は厳禁する。

⑩爆発性のもの、可燃性のものは厳禁する。

⑪大音響でのカーステレオ又はそれに準ずるもの、夜間の大きな話し声、近隣の迷惑になる行為を禁止する。

⑫吸い殻、雑誌、缶、紙屑、粗大ゴミ等の一切を捨てるこを禁止する。

⑬非衛生的なもの、液汁を出す、こぼすなどのおそれがあるときの入庫を禁止する。

⑭本駐輪場内での車両の駐輪以外の行為（営業・演説・宣伝・募金・署名活動等）を禁止する。

⑮飲酒・宿泊・賭けごと・洗車等他人の迷惑になるような行為の禁止

⑯前各号に掲げるもののほかは、すべて管理者または本駐輪場係員の指示に従うこと。

第7条（免責事由）

管理者は、以下の①から⑩のいずれかの事由による損害または本駐輪場内における利用者の車両またはその積載物・付属装着物の盗難、紛失又は毀損、或いは本駐輪場の他の利用者若しくはその他の人の行為又は本駐輪場内に存在する利用者が精算行為をしないまま出庫したことによって車両とロック装置等と接触して生じた利用者の損害については一切責任を負わないものとする。

①駐輪のための機器装置で車両に傷等が生じた場合の損害

②機器・装置の故障による入出庫が不可能な場合、利用者の判断による無理な入出庫が原因による車両の損害

③機器・装置の故障による出庫までの待ち頂く時間や新たに発生する機会損失等の損害

④利用者が利用者の車両をチェーンやその他の道具を使用して本駐輪場の機器・装置、設備に固定をしている場合、この固定をしている器具を管理者がやむを得ず切断したときの補償

⑤天災地変、自然災害その他不可抗力による事故についての損害又は補償

⑥機器・装置の故障による処理等に際し、利用者の都合に拵る代車、タクシー代等の費用についての要請

⑦車両が通常に出庫できない場合、その理由の如何を問わずやむを得ず車両を緊急に出庫対応することがあり、その際に生じたキズ等に関する損害

⑧他の車両等に、入庫及び出庫を妨げられたことによる待機時間・機会損失等により利用者が被った損害及びその他の損害

⑨利用者のトラブルや第三者から受けたトラブルにおける利用者の損害

⑩管理者の責によらない事由による出庫不能により利用者が被った直接被害及びその他の派生損害、間接損害

第8条（利用者の賠償責任）

本駐輪場の利用者が本約款若しくは本駐輪場内に掲出した規定に違反した場合又は故意若しくは重大な過失により本駐輪場の設備又は機器・装置を破損した場合は、以下の事項のほか、これにより管理者が現実に被った通常かつ直接の損害（その結果駐輪場の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した合理的な営業利益を含む）に対し利用者は賠償するものとする。

（1）不正行為、または利用方法、利用規約に違反した場合、管理者は車両のチェーン施錠、駐輪位置の変更・移動および移動をしたうえでの課金等、必要な措置を講ずることができるものとし、利用者（車両所有者を含む）は、①正規料金

②実損諸経費（チェーン施錠、駐輪位置の変更による移動費用、車両調査費用、機器点検費用等）を管理者に支払わねばならない。

（2）利用者（車両所有者を含む）は、本駐輪場施設ならびに駐輪中の他の車両や駐輪場利用者等に損害を与えたときは、管理者に報告及び直ちに当事者にその損害を賠償しなければならない。

第9条（不正駐輪）

本駐輪場の利用者が、駐輪料金を支払わないで、車両を駐輪区画（スペース）から出庫、又は駐輪場外へ移動したとき、正規の駐輪区画（スペース）以外への空きスペースや車路、転回スペース等の場所へ駐輪したとき、自転車駐輪用ラックの奥まで入庫せしない状態のとき、ロック装置式における自転車等車体とロックされていない状態のとき並びに管理者が不正な駐輪方法と認めたとき、管理者はその利用者に対し第8条（1）に該当する措置をする。

第10条（放置車両の取扱い）

1. 本駐輪場における放置車両の規定

（1）第8条に定めた不正駐輪に対する措置を適用する場合において、自転車等の所有者及び利用者が、管理ができていない状態にあり、その自転車等から離れて直ちにこれを移動することができない状態であると認定した場合

（2）第3条の期間を超えた場合

2. 放置車両に対する措置

（1）本駐輪場の利用者が、あらかじめ管理者への届け出を行うことなく第3条に規定した期間を超えて車両を駐輪している場合、及び本条1.に定めた場合、管理者は、これらの利用者に対して予告なく車両を他の場所に移動することができるものとする。若しくは本駐輪場において通知することにより、管理者が指定する日までに当該車両の引き取りを請求することによって車両とロック装置等と接触して生じた利用者の損害については一切責任を負わないものとする。

（2）（1）の場合において、利用者が車両の引き取りを拒み若しくは引き取ることができない時、又は管理者が利用者を確認することができない時は、管理者は、車両の所有者等（防犯登録標識等、自動車車検証等、所有者又は使用者を確認できる記録に記載された所有者及び使用者いう。）に対して本駐輪場において通知することにより、管理者が指定する日までに車両の引き取りを請求することができるものとする。この場合、利用者は、当該車両の所有者等への引渡し時に一切の権利を放棄したものとみなす。

（3）（1）（2）の請求を書面により行ったにもかかわらず、管理者が指定する日までに車両の引き取りがなされないとときは、管理者は車両の所有者等が引き取りを拒みたものとみなすことができるものとする。

（4）管理者は、（1）の規定により指定した日を経過した後は、車両及び積載物・付属装着物について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わないものとする。

（5）管理者は、（1）の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両を調査することができるものとする。

（6）管理者は、所有者等が車両を引き取ることを拒み、若しくは引き取ることができない又は管理者の過失なくしては所有者等を確知することができない場合であって、所有者に対して本駐輪場において通知することにより期限を決めて車両の引き取りを催告したにもかかわらず、その期限内に引き取りがなされないとときは、民法の規定に基づき、管理者が当該自転車を無生物として先占し、当該自転車の所有権を取得することができるものとする。

（7）管理者は、（6）の規定により車両及び積載物・付属装着物を処分した場合は、処分によって生じる収入から、駐輪料金ならびに車両の保管、移動及び処分のために要した費用があればこれを控除し、なお不足がある時は所有者等に対してその費用を請求し、残額がある時はこれを所有者等に返還するものとする。

（8）管理者は、（6）の規定により車両及び積載物・付属装着物を処分した場合は、処分によって生じる収入から、駐輪料金ならびに車両の保管、移動及び処分のために要した費用があればこれを控除し、なお不足がある時は所有者等に対してその費用を請求し、残額がある時はこれを所有者等に返還するものとする。